

## 第7編 伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

### 伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和40年1月5日

条例第16号

改正	昭和41年3月10日	条例第15号	昭和48年12月25日	条例第1号
	昭和50年11月25日	条例第1号	昭和53年9月26日	条例第3号
	昭和53年10月6日	条例第6号	昭和57年4月1日	条例第1号
	昭和62年3月30日	条例第1号	平成元年3月30日	条例第2号
	平成4年4月1日	条例第1号	平成5年4月1日	条例第2号
	平成9年4月1日	条例第2号	平成10年4月1日	条例第1号
	平成26年4月1日	条例第7号	令和元年7月1日	条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の定めるところにより、し尿の収集及び処分に関して必要な事項を定めるものとする。

(清潔の保持)

第2条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。）は、法第5条第1項の規定により土地又は建物内の汚物を清掃し、清潔を保つとともに次の事項に協力するように努めなければならない。

- (1) し尿でない排出物を区分すること。
- (2) 便所を衛生的に管理し、便そうに排水、雨水等が入らないようにすること。
- (3) 土塊又は砂、礫、その他汲取作業を困難にし、又は処理施設を損うおそれのある物を入れないこと。

(多量汚物の処分)

第3条 法第6条の2第5項の規定により、し尿を1日平均180リットル以上排出するときは、組合長は、占有者に対して、し尿の運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(し尿取扱業)

第4条 法第7条第1項の規定によるし尿を汲取り、運搬又は処分を業とする者（以下「取扱業者」という。）は、組合長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者が、許可条件を変更しようとするときは、組合長の許可を受けなければならない。
- 3 取扱業者は、その権利を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(取扱業者の義務)

第5条 前項により許可を受けたものは、理由なくその処理をこぼむことはできない。

(営業の休止及び廃止)

## 第7編 伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第6条 取扱業者は、その営業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、15日前までに組合長に届け出なければならない。

(許可手数料)

第7条 第4条により許可を受けようとする者は、次の手数料を納入しなければならない。

- |                  |       |        |
|------------------|-------|--------|
| (1) し尿取扱業許可申請書   | 1件につき | 1,000円 |
| ただし、継続の場合        | 〃     | 500円   |
| (2) し尿取扱業変更許可申請書 | 〃     | 500円   |
| し尿取扱業許可証再交付申請書   | 〃     | 300円   |

(施設器材の検査)

第8条 第4条第1項又は同条第2項の許可を受けようとするときは、し尿の取扱いに使用する施設及び器材の検査を、別に定める基準により受けなければならない。

(し尿取扱手数料)

第9条 組合長は、組合が行うし尿取扱業務に関し法第6条の2第6項の規定により占有者から次のし尿取扱手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

- (1) 定額制によるもの 定額の汲取りを行うものとし、一般家庭を対象とする。

ア 手数料

世帯実人員 汲取り間隔	世帯実人員								
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上
1か月間隔 1か月分	円 1,180	円 1,560	円 1,930	円 2,150	円 2,370	円 2,590	円 2,810	円 3,030	円 3,240
2か月間隔 2か月分	1,620	2,220	2,820	3,260	3,700	4,150	4,590	5,030	5,460
3か月間隔 3か月分	2,060	2,880	3,710	4,360	5,030	5,700	6,370	7,020	7,680
4か月間隔 4か月分	2,500	3,550	4,600	5,460	6,350	7,260	8,150	9,010	9,900

イ 汲取り間隔は、4か月間隔までとする。

ウ 定期の汲取りが月1回を超える場合は、その超える回数1回につき1か月間隔1か月分の料金を適用するものとする。

エ 月数は、汲取り計画による前回汲取り日の属する月の翌月から当該汲取り日の属する月までの月数とする。

オ 世帯実人員は、一般家庭において日常起居している人員をいい、人員の変更は別に定めるところにより行うものとする。

- (2) 従量制によるもの 事業所、工場、旅館、飲食店等不特定多数の者が便槽を使用する施設、その他定額制によることが不相当と認められる家庭及び施設を対象とす

## 第7編 伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

る。

ア 手数料の額は、10リットル当たり89円とする。ただし1占有者1回の手数料算出額が1,220円に満たない場合は1,220円とし、10リットル又は10円未満の端数は10リットル又は10円として算出する。

2 前項に規定する手数料のほか、次の表の左欄に掲げる施設については、同表右欄に掲げる付加手数料を徴収する。

施 設	付 加 手 数 料
収集する便槽が1か所を超える施設	便槽付加手数料 その超えるか所数 1か所当たり 100円
収集作業に要する距離が30mを超える施設	距離付加手数料 100円

(手数料の減免)

第10条 組合長が特に必要と認めた者は、手数料を減免することができる。

(行政処分)

第11条 組合長は、し尿汲取業者又は従業員がこの条例に違反し、警告を発しても継続し、若しくは反復して違反行為を行ったときは、期間を定めて営業を停止し、又は営業許可を取消することができる。

(補則)

第12条 この条例を定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年3月10日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則 (昭和48年12月25日条例第1号)

この条例は、昭和49年2月1日から施行する。

附 則 (昭和50年11月25日条例第1号)

この条例は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則 (昭和53年9月26日条例第3号)

附 則 (昭和53年10月6日条例第6号)

1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

2 この条例による改正後の伊那中央保健衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降において行う第2回目の汲取りから適用し、施行日以降において行う第1回目の汲取りについては、なお従前の例による。

## 第7編 伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

3 新条例第9条第1項第2号及び同条第2項の規定は、昭和53年12月1日以降において行う汲取りから適用し、同日前に行う汲取りについては、なお従前の例による。

附 則（昭和57年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第1号）

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第2号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第1号）

この条例は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日条例第2号）

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。